

訪問看護・介護予防訪問看護

重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 F DOMO
代 表 者 名	代表取締役 権 一美
所在地・連絡先	(所在地) 京都市南区東九条北松ノ木町40-16 (電話) 075-200-1133 (F A X) 075-204-4844

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション F
所在地・連絡先	(所在地) 京都市南区東九条北松ノ木町40-16 (電話) 075-200-1133 (F A X) 075-204-4844
事業所番号	2660590270
管理者の氏名	権 一美

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の内容等
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者	1	1	0	0	0	事務所の一元管理
看護職員(看護師)	4	3	0	1	0	訪問看護
看護職員(准看護師)	0	0	0	0	0	サービスの提供
理学療法士	0	0	0	0	0	
事務職員等	1	1	0	0	0	

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京都市南区、京都市東山区、京都市下京区、京都市伏見区 (ただし、藤森・深草・伏見中学校区に限る。)
------------	--

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月曜日から日曜日までとする
営業時間	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 30
サービス提供日	月曜日から日曜日までとする
サービス提供時間	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 30

※ 上記の営業時間、サービス提供時間にかかわらず 24 時間連絡が可能な体制としています。また、ターミナルケア体制、特別管理体制も充実させ、利用者様の様々なニーズに対応して参ります。詳細はご相談ください。

3 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
1 訪問看護計画 (介護予防訪問看護計画) の作成及び評価等	担当の看護職員等が、主治の医師の指示及び居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に基づき、利用者の直面している課題等を把握し、利用者の希望を踏まえて、訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(サービス報告書)に記載して利用者に説明のうえ交付します。
2 訪問看護の提供 (介護予防訪問看護)の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等 日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置
3 訪問看護 (介護予防訪問看護) 報告書の作成	訪問看護(介護予防訪問看護)の提供ごとに報告書を作成し、利用者に交付します。

4 【介護保険（予防含む）訪問看護サービス利用料】令和6年6月1日より適用

(1) 指定訪問看護(基本)

※1 昼間利用料の1.25倍

※2 昼間利用料の1.5倍

サービス提供時間数		20分未満		30分未満		30分以上1時間未満		1時間以上1時間30分未満	
サービス提供時間帯		利用料 (円)	利用者 負担額 (円)(1割)	利用料 (円)	利用者 負担額 (円)(1割)	利用料 (円)	利用者 負担額 (円)(1割)	利用料 (円)	利用者 負担額 (円)(1割)
昼間	看護師	3,140	314	4,710	471	8,230	823	11,280	1,128
(8:00～18:00)	准看護師	2,826	282	4,239	423	7,407	740	10,152	1,015
早朝(6:00～8:00)	看護師	3,925	392	5,888	588	10,288	1,028	14,100	1,410
夜間 ※1 (18:00～22:00)	准看護師	3,533	353	5,299	529	9,259	925	12,690	1,269
深夜 ※2 (22:00～翌6:00)	看護師	4,710	471	7,065	706	12,345	1,234	16,920	1,692
	准看護師	4,239	423	6,359	635	11,111	1,111	15,228	1,522

(2) 指定訪問看護(加算)

(円)

加算			利用料	利用者負担額(1割)	算定回数等
緊急時訪問看護加算	(Ⅰ) ※ 3	指定訪問看護ステーション	6, 000	600	1月に1回
		病院又は診療所	3, 250	325	1月に1回
	(Ⅱ) ※ 4	指定訪問看護ステーション	5, 740	574	1月に1回
		病院又は診療所	3, 150	315	1月に1回
ターミナル 加算			25, 000	2500	死亡月に1回
初回加算		(Ⅰ)※ 5	3, 500	350	初回のみ
		(Ⅱ)※ 6	3, 000	300	初回のみ
退院時共同指導加算指導※ 7			6, 000	600	1回当たり(指導内容を文書以外も可)
看護介護職員連携強化加算			2, 500	250	1月に1回
看護体制強化加算 (Ⅰ)			5, 500	550	1月に1回
看護体制強化加算 (Ⅱ)			2, 000	200	1月に1回
複数名看護加算 (Ⅰ) 2 人の看護師等の場合			2, 540	254	1回当たり(30分未満)
			4, 020	402	1回当たり(30分以上)
複数名看護加算 (Ⅱ) 看護師等と看護師補助の場合			2, 010	201	1回当たり(30分未満)
			3, 170	317	1回当たり(30分以上)
長時間訪問看護加算			3, 000	300	1回当たり(1時間30分以上)

※3・・・(1)利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある。

(2)緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている。

※4・・・緊急時訪問看護加算(Ⅰ)の(1)に該当するものであること。

※5・・・新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合に算定。初回加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定できない。

※6・・・新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定。初回加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定できない。

※7・・・指導内容を文書以外の方法で提供可能。

(3) 指定介護予防訪問看護(基本)

※1 昼間利用料の1.25倍

※2 昼間利用料の1.5倍

サービス提供時間数		20分未満		30分未満		30分以上1時間未満		1時間以上1時間30分未満	
サービス提供時間帯		利用料 (円)	利用者 負担額 (円)(1割)	利用料 (円)	利用者 負担額 (円)(1割)	利用料 (円)	利用者 負担額 (円)(1割)	利用料 (円)	利用者 負担額 (円)(1割)
昼間 (8:00～18:00)	看護師	3,030	303	4,510	451	7,940	794	10,900	1,090
	准看護師	2,727	272	4,059	405	7,146	714	9,810	981
早朝(6:00～8:00)	看護師	3,788	378	5,638	563	9,925	992	13,625	1,362
夜間 ※1 (18:00～22:00)	看護師	3,409	340	5,074	507	8,933	893	12,263	1,226
	准看護師	3,409	340	5,074	507	8,933	893	12,263	1,226
深夜 ※2 (22:00～翌6:00)	看護師	4,545	454	6,765	676	11,910	1,191	16,350	1,635
	准看護師	4,091	409	6,089	608	10,719	1,071	14,715	1,471

(4) 指定介護予防訪問看護(加算)

(円)

加 算		利用料	利用者負担額(1割)	算定回数等
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) ※3	指定訪問看護ステーション	6,000	600	1月に1回
	病院又は診療所	3,250	325	1月に1回
緊急時訪問看護加算(Ⅱ) ※4	指定訪問看護ステーション	5,740	574	1月に1回
	病院又は診療所	3,150	315	1月に1回
退院時共同指導加算指導		6,000	600	1回当たり(指導内容を文書以外も可)
看護体制強化加算		1,000	100	1月に1回
複数名訪問加算 (Ⅰ) (※2人の看護師等の場合)		2,540	254	1回当たり(30分未満)
		4,020	402	1回当たり(30分以上)
複数名訪問加算 (Ⅱ) (※看護師等と看護師補助の場合)		2,010	201	1回当たり(30分未満)
		3,170	317	1回当たり(30分以上)
長時間訪問看護加算		3,000	300	1回当たり

- ・ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・ 上記の利用料はすべて京都市の地域加算10,70を含んでいます。
- ・ 利用者負担額は、所得に応じて2割又は3割となる場合があります。

4 費 用

介護保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合(負担割合証に記載)に応じた負担額となります。なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

なお、事業所の自動車等を使用した場合は、無料です。

■その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担になります。

■死後処置料及びエンゼルセット代

20,000円及び実費分になります。

訪問看護サービスの提供と連続して行われた、在宅での死後の処置が行われた場合に、死後処置料及び処置に使用するエンゼルセット（死後処置セット）代の実費分を頂きます。

■キャンセル料

利用者様のご都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用日前日の午後5時30分までに 連絡があった場合	無 料
上記以外の場合	一律 1,000円

【利用料等のお支払い方法】

毎月、15日頃までに前月分の請求をいたします。

①現金でのお支払い。→末日までに事業所へお支払い下さい。

お支払い時に領収書を発行いたします。

②弊社銀行口座へのお振込み。→末日までにお振込み下さい。

③利用者様指定銀行口座からの自動引き落とし。

（振替日26日※申し込み日により引き落とし開始月は翌日又は翌々日）

【オンライン請求・オンライン資格確認について】

当事業所ではオンライン請求、オンライン資格確認を行います。それに伴い、必要に応じてご利用者にマイナンバーやそれに準ずる書類の提示を求めることがあります。国から認められている支援事業者（ネット回線やそれに準ずる事業者）による情報の確認を行うことがあります。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

指定訪問看護(指定介護予防訪問看護) 事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員等が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある要介護者(要支援者)に対し、適正な訪問看護(介護予防訪問看護)サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。そして、利用者が要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとし、更には利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

(3) 従業員の研修

事業所は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修(外部における研修を含む)を実施します。なお、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- ・採用時研修 採用後 1 か月以内
- ・従業員研修を年 3 回

(4) その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師は、健康保険法に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。
それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師に対する贈り物や飲食などのもてなしはご遠慮させていただきます。
- ④ 訪問看護業務の性質上、移送を目的とした公用車への同乗は原則としてできませんのでご了承ください。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口 を下表のとおり設置します。

相談窓口	所在地・電話番号等
【弊社の窓口】 訪問看護ステーション F 苦情相談担当者 権 一美	所 在 地：京都市南区東九条北松ノ木町40-16 電 話 番 号：075-200-1133 F A X：075-204-4844 受 付 時 間：午前8時30分～午後5時30分(年中無休)
【市町村（保険者）の窓口】	名称及び担当課名：南区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当 所 在 地：京都市南区西九条南田町1-3 電 話 番 号：075-681-3296 F A X：075-681-3390 受 付 時 間：午前9時～午後5時(平日のみ)
	名称及び担当課名：東山区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当 所 在 地：京都市東山区清水5-130-6 電 話 番 号：075-561-9187 F A X：075-541-8338 受 付 時 間：午前9時～午後5時(平日のみ)
	名称及び担当課名：下京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当 所 在 地：京都市下京区西洞院通塩小路 上る 東塩小路町608-8 電 話 番 号：075-371-7228 F A X：075-351-8752 受 付 時 間：午前9時～午後5時(平日のみ)
	名称及び担当課名：伏見区役所保健福祉センター 健康福祉部 健康長寿推進課 高齢介護保険担当 所 在 地：京都市伏見区鷹匠町39-2 電 話 番 号：075-611-2278 F A X：075-611-1140 受 付 時 間：午前9時～午後5時(平日のみ)
【公的団体の窓口】 京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談係	名称及び担当課名：伏見区役所深草支所福祉部福祉介護課 所 在 地：京都市伏見区深草向畑町93-1 電 話 番 号：075-642-3603 F A X：075-642-3240 受 付 時 間：午前9時～午後5時(平日のみ)
	所 在 地：京都下京区烏丸通四条下る水銀町620番地 COCON烏丸内 電 話 番 号：075-354-9090 F A X：075-354-9055

受 付 時 間 : 午前 9 時～午後 5 時(平日のみ)

(2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- ・ 苦情又は相談があった場合は、利用者様の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- ・ 相談担当者は、看護職員に事実関係の確認を行います。
- ・ 相談担当者は、把握した状況をもとに、事業所スタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定します。
- ・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者様へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います。
(たとえ時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡することとします。)
- ・ その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者様の立場に立って検討し、対処します。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画(介護予防支援計画)を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画(介護予防支援計画)を作成した居宅介護支援事業者等、京都市及び市町村に報告を行います。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

- ※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- ※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 サービス利用に当たっての留意事項

- ※ サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
また、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

11 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者□	権 一美
--------------	------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) 利用者とその家族、事業者からの相談窓口を置き、周知していきます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

(8) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

1 3 衛生管理等

(1) 訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

(4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護（介護予防訪問看護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	京都市南区東九条北松ノ木町40-16		
	事業者(法人)名	株式会社 F DOMO		
	事業所名	訪問看護ステーション F		
	事業所番号	2660590270		
	代表者名	代表取締役	権 一美	印

説明者	職 名	管理者		
	氏 名	権 一美		印

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

令和 年 月 日

利用者本人	住 所	京都市南区西九条池ノ内町39		
	氏 名			印

代理人 (署名・法定)	住 所			
	氏 名			印
	(続柄)			